

【薩摩川内市環境保全条例】 要保全施設一覧

区分	要保全施設	規模などの要件	
ばい煙	ボイラー	燃料の燃焼能力重油換算50L/h未満かつ伝熱面積8㎡未満のものが2基以上あって、その伝熱面積合計8㎡以上	
粉じん	鉱物または土石の堆積場	面積300㎡以上500㎡未満	
	ベルトコンベア（鉱物・土石運搬用）	ベルト幅30cm以上75cm未満	
	ベルトコンベア（セメント運搬用）	ベルト幅30cm以上60cm未満	
	木材チップまたは木粉の堆積場	面積150㎡以上300㎡未満	
	木材チップ・木粉堆積用の吐出施設	送風機の原動機定格出力3.75kW以上	
	製材用の帯のご盤または丸のご盤	原動機定格出力7.5kW以上	
汚水	水産食料品製造工場	鮮魚（単に冷凍されたものを含む。）を仕入れて加工するもの。鮮魚小売店は除く。	
	内水面養殖場	養殖池総面積1,000㎡以上	
	砕石場	水洗式破碎施設または水洗式分別施設を有するものを除く。	
	石材加工場	動力切断機または動力研摩機を有するもの	
	ガソリンスタンド	自動式車両洗浄施設を有するものを除く。	
	自動車整備工場	屋内・屋外の作業場面積合計100㎡以上300㎡未満	
	機械修理工場	屋内・屋外の作業場面積合計100㎡以上	
騒音	金属製品製造・加工用	機械プレス	呼び加圧能力147kN以上294kN未満
		切断機	といしを用いるものおよび移動式のものを除く。
		やすり目立機またはのこ目立機	動力を用いるもの
		旋盤、フライス盤、平削盤または形削盤	全てのもの
		乾式研摩機	移動式のものを除く。
	工場・事業場に設置	空気圧縮機または送風機	原動機定格出力3.75kW以上7.5kW未満 ※この条例では、クーリングタワーに付随する送風機を除く。
		冷凍機	原動機定格出力3.75kW以上
		走行クレーン	原動機定格出力合計7.5kW以上
		クーリングタワー	付随する送風機の原動機定格出力7.5kW未満、かつ冷却水冷却能力10㎡/h以上
		自動式車両洗浄施設	全てのもの
	土石・鉱物の粉碎・ふるい分用	破碎機、摩砕機、ふるい分機または分級機	原動機定格出力7.5kW未満が2基以上、かつその定格出力合計7.5kW以上
	繊維製品製造用	動力打綿機（混打綿機を含む。）または製綿施設	全てのもの
	建設用資材製造用	コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造施設またはコンクリート柱製造施設	動力を用いるもの
	木材・竹材加工用	帯のご盤または丸のご盤	製材用：原動機定格出力7.5kW以上15kW未満、 木工・竹材加工用：原動機定格出力1.5kW以上2.25kW未満
		かんな盤	原動機定格出力1.5kW以上2.25kW未満
	紙加工用	コルゲートマシンまたは紙工機械	全てのもの
	物の製造・加工・選別用	ダイカストマシンまたはオシレートコンベア	全てのもの
石材加工用	石材引割機	全てのもの	
悪臭	獣畜・魚介類・鳥類の臓器・骨皮・羽毛などを原料とする飼料・肥料製造用の原料置場、蒸解施設または乾燥施設	全てのもの	
	菌体かす（焼酎かす・酒かすなど）・でん粉かすを主原料とする飼料・肥料製造用の原料置場または乾燥施設	全てのもの	
	パルプ・紙製造用の蒸解施設または薬液回収施設	全てのもの	
	鶏ふん乾燥業の鶏ふん乾燥施設	全てのもの	